

令和4年4月1日

社会福祉法人 春秋会 理事会/理事名簿

役職名	氏名	職業/役職
理事長	川副 巧成	社会福祉法人 春秋会 理事長
理事	川副 美保	社会福祉法人 春秋会 リエゾン長崎 施設長
理事	熊 七七子	社会福祉法人 春秋会 リエゾン長崎 介護事業部長
理事	小坂 敦子	社会福祉法人 春秋会 リエゾン長崎 福祉事業部長
理事	小坂 直	社会福祉法人 春秋会 リエゾン長崎 施設次長
理事	佐藤 尊之	社会福祉法人 春秋会 リエゾン長崎 副施設長
監査	小林 末文	長崎市民生委員児童委員連絡協議会 会長
監査	小川 孝行	有限会社 新緑 専務取締役

社会福祉法人 春秋会 評議会/評議員名簿

役職名	氏名	職業/役職
評議員	副島 孝嗣	株式会社エントワ 代表取締役
評議員	前川 恒子	社会福祉法人 敬天会 特別養護老人ホーム牧島荘 施設長
評議員	峰 弘樹	株式会社トリプルエス 代表取締役
評議員	坂枝 真一	Fit LIFE DESIGN 株式会社 代表取締役
評議員	鬼塚 裕司	一般社団法人 我見る、ゆえに我あり 代表理事
評議員	松尾 保	有限会社 スーパー高島 代表取締役
評議員	牧野 真也	一般社団法人 動きのこつ協会 理学療法士

社会福祉法人春秋会拠点区分 資金収支明細書
(自) 令和 3年 4月 1日 (至) 令和 4年 3月 31日

社会福祉法人名 社会福祉法人 春秋会

(単位:円)

勘定科目	サービス区分						合計	内部取引消去	拠点区分合計
	法人本部	ケアハウス ン長崎	リエゾ ン長崎	ヘルパーステーショ ン リエゾン長崎	デイサービス ゾン長崎	リエ ゾ			
収入									
介護保険事業収入				48,239,653	46,649,268	38,482,938	133,371,859		133,371,859
居宅介護料収入				38,753,393	43,884,128		82,637,521		82,637,521
(介護報酬収入)				35,654,230	41,006,686		76,660,916		76,660,916
介護報酬収入				31,675,843	38,232,511		69,908,354		69,908,354
介護予防報酬収入				3,978,387	2,774,175		6,752,562		6,752,562
(利用者負担金収入)				3,099,163	2,877,442		5,976,605		5,976,605
介護負担金収入(一般)				2,728,803	2,610,957		5,339,760		5,339,760
介護予防負担金収入(一般)				370,360	266,485		636,845		636,845
地域密着型介護料収入						29,218,156	29,218,156		29,218,156
(介護報酬収入)						26,732,342	26,732,342		26,732,342
介護報酬収入						26,732,342	26,732,342		26,732,342
(利用者負担金収入)						2,485,814	2,485,814		2,485,814
介護負担金収入(一般)						2,485,814	2,485,814		2,485,814
利用者等利用料収入			9,476,260		2,755,140		12,231,400		12,231,400
居住費収入(一般)						9,254,782	9,254,782		9,254,782
その他の利用料収入			9,476,260		2,755,140		12,231,400		12,231,400
その他の事業収入			10,000			10,000	20,000		20,000
補助金事業収入			10,000			10,000	20,000		20,000
老人福祉事業収入		108,054,184					108,054,184		108,054,184
運営事業収入		108,054,184					108,054,184		108,054,184
管理費収入		31,421,177					31,421,177		31,421,177
管理費収入(長期預り金分)		2,705,000					2,705,000		2,705,000
補助金事業収入		30,387,175					30,387,175		30,387,175
その他の事業収入		43,540,832					43,540,832		43,540,832
その他の事業収入						324,000	324,000		324,000
管理費収入(敷金・保証金等預り金分)						324,000	324,000		324,000
受取利息配当金収入	2	669		28	31	13	743		743
その他の収入	625,021	1,532,758		228,874	183,000	77,540	2,647,193		2,647,193
雑収入	625,021	1,532,758		228,874	183,000	77,540	2,647,193		2,647,193
雑収入	625,021	1,532,758		228,874	183,000	77,540	2,647,193		2,647,193
事業活動収入計(1)	625,023	109,587,611		48,468,555	46,832,299	38,884,491	244,397,979		244,397,979
支出									
人件費支出		54,367,229		47,367,510	29,353,010	32,282,154	163,369,903		163,369,903
職員給料支出		34,517,010		24,787,496	18,259,928	21,629,029	99,193,463		99,193,463
職員賞与支出		7,406,780		4,238,280	3,758,000	4,277,200	19,680,260		19,680,260
非常勤職員給与支出		5,228,075		13,956,916	3,816,089	2,176,463	25,177,543		25,177,543
法定福利費支出		7,215,364		4,384,818	3,518,993	4,199,462	19,318,637		19,318,637
事業費支出	5,000	39,160,308		740,043	5,422,219	5,361,873	50,689,443		50,689,443
給食費支出		10,873,126			2,483,182	2,942,249	16,298,557		16,298,557
保健衛生費支出		22,840					22,840		22,840
教養娯楽費支出		135,455	12,480		65,711	101,761	315,407		315,407
水道光熱費支出		6,760,004			1,312,788	1,312,808	9,385,600		9,385,600
燃料費支出		1,877,934					1,877,934		1,877,934
消耗器具備品費支出		606,581	1,980	99,434		124,337	832,332		832,332
保険料支出		151,165	20,200	53,920		28,755	254,040		254,040
賃借料支出		1,021,020		66,000			1,087,020		1,087,020
車輦費支出		297,634	37,883	797,184		110,963	1,243,664		1,243,664
管理費返還支出(ケアハウス)		16,775,085					16,775,085		16,775,085
管理費返還支出(その他)						108,000	108,000		108,000
諸謝金支出	5,000	15,000			10,000	10,000	40,000		40,000
旅費交通費支出		1,464					1,464		1,464
退職共済支出		623,000	667,500	534,000	623,000	2,447,500	2,447,500		2,447,500
事務費支出	1,411,803	11,738,386	2,168,476	2,550,352	2,286,401	20,155,418	20,155,418		20,155,418
福利厚生費支出		208,692	265,160	72,407	72,407	643,695	643,695		643,695
職員被服費支出		40,492	55,085	25,620	27,036	148,233	148,233		148,233
旅費交通費支出	105,213	6,860				115,073	115,073		115,073
研修研究費支出		134,276	19,250	63,750	19,250	236,526	236,526		236,526
事務消耗品費支出		574,104	38,743	332,792	187,551	1,133,190	1,133,190		1,133,190
水道光熱費支出		751,095		145,847		1,042,790	1,042,790		1,042,790
燃料費支出		212,616				212,616	212,616		212,616
修繕費支出		1,519,188		325,600	72,160	1,916,948	1,916,948		1,916,948
通信運搬費支出		356,171	272,555	33,660	66,914	729,300	729,300		729,300
広報費支出		36,078	8,250	8,250	8,250	60,828	60,828		60,828
業務委託費支出	900,000	1,184,600	238,000	238,000	327,800	2,888,400	2,888,400		2,888,400
清掃委託費支出		881,000				881,000	881,000		881,000
その他の委託費支出	900,000	303,600	238,000	238,000	327,800	2,007,400	2,007,400		2,007,400
手数料支出	2,970	1,441,860	129,140	97,405	36,850	1,708,225	1,708,225		1,708,225
保険料支出		380,410	52,710	59,923	88,603	581,646	581,646		581,646
賃借料支出		1,900,171	930,628	846,866	741,444	4,419,109	4,419,109		4,419,109
土地・建物賃借料支出					180,000	360,000	360,000		360,000
租税公課支出	76,800	193,000				269,800	269,800		269,800
保守料支出		2,564,339	129,200	105,000	273,299	3,071,838	3,071,838		3,071,838
渉外費支出	73,820	41,944	20,000	10,000	10,000	155,764	155,764		155,764
諸会費支出	253,000	148,200				401,200	401,200		401,200
雑支出		44,290	9,755	5,232	960	60,237	60,237		60,237
雑支出		44,290	9,755	5,232	960	60,237	60,237		60,237
支払利息支出		1,053,530		164,012	50,257	1,267,799	1,267,799		1,267,799
その他の支出		1,460,405			108,000	1,568,405	1,568,405		1,568,405
雑支出		1,460,405			108,000	1,568,405	1,568,405		1,568,405
雑支出		1,460,405			108,000	1,568,405	1,568,405		1,568,405
事業活動支出計(2)	1,416,803	107,779,858	50,276,029	37,489,593	40,088,685	237,050,968	237,050,968		237,050,968
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	△ 791,780	1,807,753	△ 1,807,474	9,342,706	△ 1,204,194	7,347,011	7,347,011		7,347,011
施設収入									
設備資金借入金収入			96,900,000				96,900,000		96,900,000
施設整備等収入計(4)			96,900,000				96,900,000		96,900,000
設備資金借入金元金償還支出			47,608,000		1,056,000	168,000	48,832,000		48,832,000
固定資産取得支出			62,690,344				62,690,344		62,690,344
建物取得支出(基本財産)			6,853,000				6,853,000		6,853,000
土地取得支出			990,000				990,000		990,000
器具及び備品取得支出			408,870				408,870		408,870
建設仮勘定取得支出			54,438,474				54,438,474		54,438,474
ファイナンス・リース債務の返済支出			233,280	171,072	811,296	62,208	1,277,856		1,277,856
施設整備等支出計(5)			110,531,624	171,072	1,867,296	230,208	112,800,200		112,800,200
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)			△ 13,631,624	△ 171,072	△ 1,867,296	△ 230,208	△ 15,900,200		△ 15,900,200
その他の収入									
積立資産取崩収入			5,556,900				5,556,900		5,556,900
修繕積立資産取崩収入			5,556,900				5,556,900		5,556,900
サービス区分間繰入金収入	791,780	5,600,000	2,300,000			5,500,000	14,191,780	△ 14,191,780	0
その他の活動による収入			187,600		20,533	20,533	228,666		228,666
長期前払費用返還金収入			187,600		20,533	20,533	228,666		228,666
その他の活動収入計(7)	791,780	11,344,500	2,300,000	20,533	5,520,533	19,977,346	△ 14,191,780		5,785,566
長期運営資金借入金元金償還支出			25,299,400		436,800	436,800	26,173,000		26,173,000
サービス区分間繰入金支出			2,710,000	3,000,000	6,800,000	1,681,780	14,191,780	△ 14,191,780	0
その他の活動支出計(8)			28,009,400	3,000,000	7,236,800	2,118,580	40,364,780	△ 14,191,780	26,173,000
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	791,780	△ 16,664,900	△ 700,000	△ 7,216,267	3,401,953	△ 20,387,434	0		△ 20,387,434
当期資金収支差額合計(10)=(3)+(6)+(9)	0	△ 28,488,771	△ 2,678,546	259,143	1,967,551	△ 28,940,623	0		△ 28,940,623
前期末支払資金残高(11)	0	43,908,501	6,976,585	15,128,272	6,963,379	72,976,737			72,976,737
当期末支払資金残高(10)+(11)	0	15,419,730	4,298,039	15,387,415	8,930,930	44,036,114	0		44,

II 負債の部						
1 流動負債						
短期運営資金借入金	西日本シティ銀行、十八親和銀	—	—	—	—	50,000,000
事業未払金	3月分水道光熱費他	—	—	—	—	4,383,734
1年以内返済予定設備資金借入金	十八親和銀行	—	—	—	—	4,380,000
1年以内返済予定長期運営資金借入金	十八親和銀行	—	—	—	—	3,048,000
1年以内返済予定リース債務	車両リース等 日立キャピタル	—	—	—	—	1,565,616
預り金	理事 源泉所得税等	—	—	—	—	846
賞与引当金		—	—	—	—	6,398,867
流動負債合計						69,777,063
2 固定負債						
設備資金借入金	十八親和銀行、西日本シティ銀	—	—	—	—	120,545,000
長期運営資金借入金	十八親和銀行	—	—	—	—	11,922,000
リース債務	車両リース等 日立キャピタル	—	—	—	—	3,693,828
長期預り金	軽費老人ホーム入居者 入居預り金	—	—	—	—	36,050,934
敷金・保証金等預り金	認知症対応型老人共同生活援助事業入居者 敷金	—	—	—	—	648,000
固定負債合計						172,859,762
負債合計						242,636,825
差引純資産						422,866,372

社会福祉法人 春秋会 役員及び評議員
の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 春秋会（以下「法人」という。）の役員及び評議員の報酬等の支給基準について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会への出席報酬等)

第3条 役員が理事会に出席したとき、評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(理事及び評議員の法人業務実施報酬)

第4条 理事長が、理事会及び評議員会以外の日において、法人業務及び法人が実施する社会福祉事業（以下「事業」という。）の運営のために業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

2 理事が理事会以外の日において、理事長に命を受けて法人業務及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表2により実費を支払うことができる。

3 評議員が評議員会以外の日において、理事長に命を受けて法人業務及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表2により実費弁償費を支払うことができる。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2により実費報酬を支払うことができる。

(適用除外)

第6条 事業の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正及び改廃)

第7条 この規程を改正や改廃する必要がある場合には、評議員会の承認を経なければならない。

附則

この規程は平成29年11月20日から施行する。

附則

この規程は、令和2年6月8日から施行する。

別表1（第3条関

	報酬（日額）	実費弁償費（日額）	備考
理事会・評議員会出席報酬等	5,000円	1,000円	勤務地が長崎市内
	5,000円	2,000円	勤務地が長崎市外
Webによる出席報酬	5,000円	—	—

別表2（第4条及び第5条関係）

	報酬（日額）	実費弁償費（日額）	備考
法人業務実施報酬等	5,000円	1,000円	勤務地が長崎市内
	5,000円	2,000円	勤務地が長崎市外

社会福祉法人 春秋会
評議員選任・解任委員会
委員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人春秋会評議員選任・解任委員会委員（以下、「委員」という。）の報酬等の支給基準について定めるものである。

(定義)

第2条 委員とは、社会福祉法人春秋会定款第19条2項に規定する構成員をいう。

(出席報酬等)

第3条 委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

	報酬（日額）	実費弁償費（日額）	備考
評議員選任・解任委員会出席報酬等	5,000円	1,000円	勤務地が長崎市内
	5,000円	2,000円	勤務地が長崎市外
Webによる出席報酬	5,000円	—	—

(適用除外)

第4条 事業の職員を兼務する委員は、この規程を適用しない

(改正及び改廃)

第5条 本規程の改正及び改廃は、評議員会の決議を経なければならない。

附則

この規程は、平成29年12月1日から施行する。

附則

この規程は、令和2年6月8日から施行する。

社会福祉法人 春秋会 定款

平成6年12月4日	設立總會
平成7年4月1日	知事認可
平成7年4月19日	法人登記（成立）

社会福祉法人春秋会 定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

ケアハウス リエゾン長崎の設置経営

(2) 第二種社会福祉事業

1) 老人居宅介護等事業

ヘルパーステーション リエゾン長崎

2) 老人デイサービス事業

デイサービス リエゾン長崎

3) 認知症対応型老人共同生活援助事業

グループホーム リエゾン長崎

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人春秋会という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を長崎県長崎市江川町100番1に置く。

第2章 役員及び職員

(役員の定数)

第5条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6名

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を、理事長とする。

- 3 理事長以外の理事のうち、1名を業務執行理事とする。

(役員任期)

- 第6条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 理事又は監事は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
 - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
 - 4 理事長の任期は、理事として在任する期間とする。

(役員選任)

- 第7条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 監事は、この法人の理事、評議員、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。
 - 3 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員報酬等)

- 第8条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(理事の職務及び権限)

- 第9条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
 - 3 理事長及び業務執行理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第10条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員解任)

- 第11条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(職員)

第12条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第3章 理事会

(構成)

第13条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第14条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第15条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第16条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第17条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び会議に出席した理事長及び監事が、これに署名又は記名押印することとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第18条 この法人に評議員7名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第19条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員3名の合計5名で

構成する。

- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の2名以上が出席し、かつ、外部委員の2名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第20条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 評議員は、第18条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。
- 3 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

(評議員の報酬等)

第21条 評議員に対して、各年度の総額が200,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第5章 評議員会

(構成)

第22条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第23条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認

(9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第24条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第25条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第26条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- 1) 監事の解任
- 2) 定款の変更
- 3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第5条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第27条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに署名し、又は記名押印することとする。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、公益事業用財産、収益事業用財産、その他の財産の4種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 基本財産

- 1) 長崎市江川町97番3 宅地28.22㎡
- 2) 長崎市江川町98番6 宅地93.09㎡
- 3) 長崎市江川町100番1 宅地1128.40㎡
- 4) 長崎市江川町100番9 宅地4.77㎡
- 5) 長崎市江川町102番2 宅地76.64㎡
- 6) 長崎市江川町100番地1、71番地2、97番地3、98番地6、
102番地2所在(家屋番号100番1)の鉄筋コンクリート造陸屋根
7階建 ケアハウス「リエゾン長崎」一棟
 - 1階 374.74㎡
 - 2階 442.63㎡
 - 3階 450.65㎡
 - 4階 620.29㎡
 - 5階 566.44㎡
 - 6階 505.96㎡
 - 7階 505.96㎡
- 7) 長崎市江川町98番地1、99番地、98番地4、92番地、98番地6所在
(家屋番号98番1)の鉄骨造アルミニウム板葺2階建
2階建 デイサービス・グループホーム リエゾン長崎一棟
 - 1階 137.19㎡
 - 2階 198.57㎡

3 収益事業用財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 収益事業用財産

- 1) 長崎市江川町68番5、68番6、68番14の宅地
 - 68番5 456.76㎡
 - 68番6 182.22㎡
 - 68番14 22.64㎡
- 2) 長崎市江川町68番地5、68番地6、68番地14所在(家屋番号68番5)
の木造合金メッキ鋼板ぶき2階建
 - 1階 190.59㎡
 - 2階 157.50㎡
- 4 その他の財産は、基本財産、公益事業用財産、収益事業用財産以外の財産とする。
- 5 公益事業用財産は、第36条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 6 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な

手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第29条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、長崎市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、長崎市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第30条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第31条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第32条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第33条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第34条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第35条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 公益を目的とする事業

(種別)

第36条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

(1) 居宅介護支援事業

- 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(剰余金が出た場合の処分)

第37条 前条の規定によって行う事業から剰余金が生じた場合は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

第8章 収益を目的とする事業

(種別)

第38条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。

(1) 不動産賃貸事業

- 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(収益の処分)

第39条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

第9章 解散及び合併

(解 散)

第40条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第41条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第10章 定款の変更

(定款の変更)

第42条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、長崎市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を長崎市長に届け出なければならない。

第11章 公告の方法その他

(公告の方法)

第43条 この法人の公告は、社会福祉法人春秋会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞または電子公告に記載して行う。

(施行細則)

第44条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

1. この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	高 野 一 廣
理 事	川 副 政 弘
理 事	井 口 國 雄

理事	境	登志雄
理事	勝本	博文
理事	林	義博
理事	平田	和敏
理事	松尾	賢三
理事	下川	一
理事	天田	正則
監事	鳥居	丈平
監事	平野	喜久臣

2. この定款は、長崎県知事の認可があった日（平成7年4月1日）から施行する。

附 則

1. この定款の変更の規定は、長崎県知事の認可があった日（平成8年3月13日）から施行する。

附 則

1. この定款の変更の規定は、長崎市長の認可があった日（平成10年3月9日）から施行する。

附 則

1. この定款の変更の規定は、長崎市長の認可があった日（平成10年7月7日）から施行する。

附 則

1. この定款の変更の規定は、長崎市長の認可があった日（平成10年10月5日）から施行する。

附 則

1. この定款の変更の規定は、長崎市長の認可があった日（平成13年2月13日）から施行する。

附 則

1. この定款の変更の規定は、長崎市長の認可があった日（平成13年8月29日）から施行する。

附 則

1. この定款の変更の規定は、長崎市長の認可があった日（平成14年8月16日）から施行する。

附 則

1. この定款の変更の規定は、長崎市長の認可があった日（平成16年6月23日）から施行する。

附 則

1. この定款は、長崎市長の認可があった日（平成18年3月23日）から施行する。

附 則

1. この定款は、長崎市長の認可があった日（平成19年10月29日）から施行する。

附 則

1. この定款は、長崎市長の認可があった日（平成29年4月1日）から施行する。

ただし、第18条で定める評議員の人数は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間は「4名以上」とする。

附 則

1. この定款は、長崎市の認可があった日（平成29年7月14日）から施行する。

附 則

1. この定款は、長崎市の認可があった日（令和4年5月27日）から施行する。

社会福祉法人春秋会拠点区分 貸借対照表
令和 4年 3月31日現在

(単位:円)


資産の部				負債の部			
	当年度末	前年度末	増減		当年度末	前年度末	増減
流動資産	98,420,694	80,259,728	18,160,966	流動負債	69,777,063	33,678,552	36,098,511
現金預金	71,850,981	54,533,748	17,317,233	短期運営資金借入金	50,000,000		50,000,000
事業未収金	26,568,867	25,588,860	980,007	事業未払金	4,383,734	7,282,991	△ 2,899,257
立替金	0	123,120	△ 123,120	1年以内返済予定設備資金借入金	4,380,000	8,272,000	△ 3,892,000
短期貸付金	0	14,000	△ 14,000	1年以内返済予定長期運営資金借入金	3,048,000	10,548,000	△ 7,500,000
仮払金	846	0	846	1年以内返済予定リース債務	1,565,616	1,277,856	287,760
				預り金	846	0	846
				賞与引当金	6,398,867	6,297,705	101,162
固定資産	567,082,503	527,394,657	39,687,846	固定負債	172,859,762	153,337,843	19,521,919
基本財産	457,933,963	514,244,411	△ 56,310,448	設備資金借入金	120,545,000	68,585,000	51,960,000
土地	160,969,989	207,124,580	△ 46,154,591	長期運営資金借入金	11,922,000	30,595,000	△ 18,673,000
建物	296,963,974	307,119,831	△ 10,155,857	リース債務	3,693,828	3,604,824	89,004
その他の固定資産	109,148,540	13,150,246	95,998,294	長期預り金	36,050,934	50,121,019	△ 14,070,085
土地	47,144,591		47,144,591	敷金・保証金等預り金	648,000	432,000	216,000
建物附属設備	877,336	1,065,047	△ 187,711	負債の部合計	242,636,825	187,016,395	55,620,430
構築物	1	1	0	純資産の部			
車両運搬具	1	1	0	基本金	88,134,740	88,134,740	0
器具及び備品	1,213,086	1,142,076	71,010	第1号基本金	88,134,740	88,134,740	0
建設仮勘定	54,438,474		54,438,474	国庫補助金等特別積立金	90,645,685	96,063,617	△ 5,417,932
有形リース資産	5,190,456	4,872,960	317,496	その他の積立金	0	5,556,900	△ 5,556,900
権利	74,984	74,984	0	修繕積立金	0	5,556,900	△ 5,556,900
修繕積立資産	0	5,556,900	△ 5,556,900	次期繰越活動増減差額	244,085,947	230,882,733	13,203,214
長期前払費用	209,611	438,277	△ 228,666	(うち当期活動増減差額)	7,646,314	17,850,583	△ 10,204,269
				純資産の部合計	422,866,372	420,637,990	2,228,382
資産の部合計	665,503,197	607,654,385	57,848,812	負債及び純資産の部合計	665,503,197	607,654,385	57,848,812

監査報告書

令和 4年 5月23日

社会福祉法人 春秋会
理事長 川副 巧成 様

監事 小 林 文 文 

監事 小 崎 孝 行 

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの令和3年度の理事の職務の執行について行った監査について、下記のとおり報告します。

記

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況について調査を行って、当該会計年度に係る事業報告及びその附属明細書について検証しました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録について検証しました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純財産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

	保険料支出	608,000	608,000	0
	賃借料支出	3,632,000	4,114,000	△ 482,000
	土地・建物賃借料支出	360,000	360,000	0
	租税公課支出	27,000	27,000	0
	保守料支出	2,992,000	3,016,000	△ 24,000
	渉外費支出	319,000	330,000	△ 11,000
	諸会費支出	444,000	442,500	1,500
	雑支出	72,000	240,000	△ 168,000
	雑支出	72,000	240,000	△ 168,000
	支払利息支出	510,654	1,358,720	△ 848,066
	その他の支出	228,000	1,568,000	△ 1,340,000
	雑支出	228,000	1,568,000	△ 1,340,000
	雑支出	228,000	1,568,000	△ 1,340,000
	事業活動支出計(2)	235,559,374	236,417,740	△ 858,366
	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	11,656,626	11,291,760	364,866
施設整備等による収支	収入			
	設備資金借入金収入	40,000,000		40,000,000
	施設整備等収入計(4)	40,000,000		40,000,000
	支出			
	設備資金借入金元金償還支出	6,380,000	8,272,000	△ 1,892,000
	固定資産取得支出	36,427,500	63,251,870	△ 26,824,370
	建物取得支出(基本財産)	36,427,500	6,853,000	29,574,500
	土地取得支出		990,000	△ 990,000
	器具及び備品取得支出		408,870	△ 408,870
	建設仮勘定取得支出		55,000,000	△ 55,000,000
ファイナンス・リース債務の返済支出	1,308,960	1,308,960	0	
施設整備等支出計(5)	44,116,460	72,832,830	△ 28,716,370	
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	△ 4,116,460	△ 72,832,830	68,716,370	
その他の活動による収支	収入			
	積立資産取崩収入		5,556,900	△ 5,556,900
	修繕積立資産取崩収入		5,556,900	△ 5,556,900
	その他の活動による収入	190,789	208,133	△ 17,344
	長期前払費用返還金収入	190,789	208,133	△ 17,344
その他の活動収入計(7)	190,789	5,765,033	△ 5,574,244	
支出				
長期運営資金借入金元金償還支出	3,048,000	26,548,000	△ 23,500,000	
その他の活動支出計(8)	3,048,000	26,548,000	△ 23,500,000	
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	△ 2,857,211	△ 20,782,967	17,925,756	
予備費支出(10)				
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	4,682,955	△ 82,324,037	87,006,992	
前期末支払資金残高(12)				
当期末支払資金残高(11)+(12)	4,682,955	△ 82,324,037	87,006,992	

社会福祉法人春秋会拠点区分 資金収支予算書内訳表(当初予算)
(自)令和 4年 4月 1日(至)令和 5年 3月31日

(単位:円)

勘定科目	サービス区分						合計	内部取引消去	拠点区分合計
	法人本部	ケアハウス リエゾン長崎	ヘルパーステーショ ンリエゾン長崎	デイサービス リエゾン長崎	グループホーム リエゾン長崎				
収入									
介護保険事業収入			48,926,000	46,938,000	40,800,000	136,664,000		136,664,000	
居宅介護料収入			39,526,000	44,178,000		83,704,000		83,704,000	
(介護報酬収入)			36,400,000	41,260,000		77,660,000		77,660,000	
介護報酬収入			32,400,000	38,400,000		70,800,000		70,800,000	
介護予防報酬収入			4,000,000	2,860,000		6,860,000		6,860,000	
(利用者負担金収入)			3,126,000	2,918,000		6,044,000		6,044,000	
介護負担金収入(一般)			2,760,000	2,640,000		5,400,000		5,400,000	
介護予防負担金収入(一般)			366,000	278,000		644,000		644,000	
地域密着型介護料収入					31,100,000	31,100,000		31,100,000	
(介護報酬収入)					28,500,000	28,500,000		28,500,000	
介護報酬収入					28,500,000	28,500,000		28,500,000	
(利用者負担金収入)					2,600,000	2,600,000		2,600,000	
介護負担金収入(一般)					2,600,000	2,600,000		2,600,000	
利用者等利用料収入			9,400,000	2,760,000	9,700,000	21,860,000		21,860,000	
居住費収入(一般)					3,700,000	3,700,000		3,700,000	
その他の利用料収入			9,400,000	2,760,000	6,000,000	18,160,000		18,160,000	
老人福祉事業収入		107,466,000			108,000	107,574,000		107,574,000	
運営事業収入		107,466,000				107,466,000		107,466,000	
管理費収入		30,020,000				30,020,000		30,020,000	
管理費収入(長期預り金分)		5,700,000				5,700,000		5,700,000	
補助金事業収入		30,000,000				30,000,000		30,000,000	
その他の事業収入		41,746,000				41,746,000		41,746,000	
その他の事業収入					108,000	108,000		108,000	
管理費収入(敷金・保証金等預り金分)					108,000	108,000		108,000	
その他の収入	960,000	1,500,000	240,000	200,000	78,000	2,978,000		2,978,000	
雑収入	960,000	1,500,000	240,000	200,000	78,000	2,978,000		2,978,000	
雑収入	960,000	1,500,000	240,000	200,000	78,000	2,978,000		2,978,000	
事業活動収入計(1)	960,000	1,089,666,000	49,166,000	47,138,000	40,986,000	247,216,000		247,216,000	
支出									
人件費支出		57,275,000	44,830,000	30,979,000	32,532,800	165,616,800		165,616,800	
職員給料支出		37,021,000	22,330,000	19,038,000	22,485,000	100,874,000		100,874,000	
職員賞与支出		7,792,000	4,565,000	4,350,000	4,095,000	20,802,000		20,802,000	
非常勤職員給与支出		5,292,000	13,632,000	3,849,000	1,700,000	24,473,000		24,473,000	
法定福利費支出		7,170,000	4,303,000	3,742,000	4,252,800	19,467,800		19,467,800	
事業費支出		38,715,500	945,000	5,167,420	5,310,000	50,137,920		50,137,920	
給食費支出		10,800,000		2,400,000	3,120,000	16,320,000		16,320,000	
保健衛生費支出		24,000				24,000		24,000	
教養娯楽費支出		168,000	24,000	60,000	120,000	372,000		372,000	
水道光熱費支出		6,500,000		1,260,000	1,264,000	9,024,000		9,024,000	
燃料費支出		1,440,000				1,440,000		1,440,000	
消耗器具備品費支出		840,000	60,000	180,000	180,000	1,260,000		1,260,000	
保険料支出		160,000	24,000	53,920	30,000	267,920		267,920	
賃借料支出		1,100,000		66,000		1,166,000		1,166,000	
車輦費支出		276,000	36,000	480,000	132,000	924,000		924,000	
管理費返還支出(ケアハウス)		16,600,000				16,600,000		16,600,000	
管理費返還支出(その他)					108,000	108,000		108,000	
諸謝金支出		20,000				20,000		20,000	
修繕費支出		120,000				120,000		120,000	
退職共済支出		667,500	801,000	667,500	356,000	2,492,000		2,492,000	
事務費支出	1,470,000	11,331,600	1,987,000	2,150,000	2,127,400	19,066,000		19,066,000	
福利厚生費支出		240,000	360,000	120,000	120,000	840,000		840,000	
職員被服費支出		48,000	60,000	24,000	36,000	168,000		168,000	
旅費交通費支出	120,000	20,000	6,000	6,000	6,000	158,000		158,000	
研修研究費支出		60,000	6,000	60,000	6,000	132,000		132,000	
事務消耗品費支出		540,000	48,000	300,000	180,000	1,068,000		1,068,000	
水道光熱費支出		736,000		141,000	139,400	1,016,400		1,016,400	
燃料費支出		220,000				220,000		220,000	
修繕費支出		2,400,000		240,000	120,000	2,760,000		2,760,000	
通信運搬費支出		360,000	360,000	36,000	66,000	822,000		822,000	
会議費支出	60,000	10,000				70,000		70,000	
広報費支出	10,000	60,000	12,000	12,000		94,000		94,000	
業務委託費支出	900,000	1,207,600	240,000	240,000	228,000	2,815,600		2,815,600	
検査委託費支出		24,000				24,000		24,000	
清掃委託費支出		880,000				880,000		880,000	
その他の委託費支出	900,000	303,600	240,000	240,000	228,000	1,911,600		1,911,600	
手数料支出	10,000	198,000	120,000	84,000	36,000	448,000		448,000	
保険料支出		420,000	48,000	60,000	80,000	608,000		608,000	
賃借料支出		1,800,000	672,000	540,000	620,000	3,632,000		3,632,000	
土地・建物賃借料支出				180,000	180,000	360,000		360,000	
租税公課支出	10,000	12,000		5,000		27,000		27,000	
保守料支出		2,640,000	12,000	60,000	280,000	2,992,000		2,992,000	
渉外費支出	120,000	120,000	40,000	24,000	15,000	319,000		319,000	
諸会費支出	240,000	180,000	3,000	6,000	15,000	444,000		444,000	
雑支出		60,000		12,000		72,000		72,000	
雑支出		60,000		12,000		72,000		72,000	
支払利息支出		305,638		158,719	46,297	510,654		510,654	
その他の支出		120,000			108,000	228,000		228,000	
雑支出		120,000			108,000	228,000		228,000	
雑支出		120,000			108,000	228,000		228,000	
事業活動支出計(2)	1,470,000	107,747,738	47,762,000	38,455,139	40,124,497	235,559,374		235,559,374	
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	△ 510,000	1,218,262	1,404,000	8,682,861	861,503	11,656,626		11,656,626	
施設整備等による収入			40,000,000			40,000,000		40,000,000	
設備資金借入金収入			40,000,000			40,000,000		40,000,000	
施設整備等収入計(4)			40,000,000			40,000,000		40,000,000	
設備資金借入金元金償還支出		5,156,000		1,056,000	168,000	6,380,000		6,380,000	
固定資産取得支出		36,427,500				36,427,500		36,427,500	
建物取得支出(基本財産)		36,427,500				36,427,500		36,427,500	
ファイナンス・リース債務の返済支出		233,280	171,072	842,400	62,208	1,308,960		1,308,960	
施設整備等支出計(5)		41,816,780	171,072	1,898,400	230,208	44,116,460		44,116,460	
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)		△ 1,816,780	△ 171,072	△ 1,898,400	△ 230,208	△ 4,116,460		△ 4,116,460	
その他の収入	510,000	3,700,000			900,000	5,110,000	△ 5,110,000	0	
サービス区分間繰入金収入									
その他の活動による収入		171,967			18,822	190,789		190,789	
長期前払費用返還金収入		171,967			18,822	190,789		190,789	
その他の活動収入計(7)	510,000	3,871,967			918,822	5,300,789	△ 5,110,000	190,789	
長期運営資金借入金元金償還支出		2,174,400		436,800	436,800	3,048,000		3,048,000	
サービス区分間繰入金支出				5,110,000		5,110,000	△ 5,110,000	0	
その他の活動支出計(8)		2,174,400		5,546,800	436,800	8,158,000	△ 5,110,000	3,048,000	
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	510,000	1,697,567		△ 5,546,800	482,022	△ 2,857,211	0	△ 2,857,211	
予備費支出(10)									
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	0	1,099,049	1,232,928	1,237,661	1,113,317	4,682,955	0	4,682,955	
前期末支払資金残高(12)									
当期末支払資金残高(11)+(12)	0	1,099,049	1,232,928	1,237,661	1,113,317	4,682,955	0	4,682,955	